

# 学校における新型コロナウイルス感染症対策 に関する緊急の取組

新型コロナウイルス感染症対策分科会（第12回）

令和4年2月4日

文部科学省初等中等教育局

## 1 臨時休業状況や学びの継続状況の把握と対応

- ✓ 1/26時点の全国の公立学校の臨時休業状況及びICTの活用環境に関する調査結果を実施。**別紙1～3**  
⇒ 各自治体に対し、臨時休業時や学校に登校できない子供の**学びの継続**について、改めて対応を求める。
- ✓ 一定期間臨時休業を行った学校について、次回の臨時休業調査（2/9）と同時に、**オンライン学習**等どのような方法で**学びの継続**を図ったかの**状況調査**を実施。

## 2 学校における感染症対策の強化・徹底

- ✓ これまで、3密の回避、マスクの着用、手洗いの徹底などの**基本的な感染症対策**を、「**学校衛生管理マニュアル**」に基づき求めてきたところ。
- ✓ オミクロン株の感染が10代以下に急拡大する中、**現時点までに得られたオミクロン株に係る知見等**を踏まえ、学校における**新型コロナウイルス感染症対策を強化・徹底**する。**別紙4**

### 具体的な活動場面ごとの感染症対策

- 特に**感染リスクの高い教育活動**は、**感染レベルにとらわれず、基本的に実施を控える**（感染が拡大していない地域では、実施を慎重に検討）。  
【各教科等】室内で近距離で行う合唱、管楽器の演奏、近距離で活動する調理実習、近距離で組み合ったり接触したりする運動 等  
【部活動等】大きな発声や激しい呼気を伴う活動、学校が独自に行う他校との練習試合や合宿 等

### 分散登校・オンライン学習等の実施

- **学校全体を臨時休業とする前に**、児童生徒等の発達段階等を踏まえ、**時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施**を求める。

## 3 オミクロン株に対応した感染確認時対応ガイドラインの運用

- ✓ **感染者の急増や保健所業務のひっ迫、検査体制の状況、潜伏期間が短い等のオミクロン株の特性**を踏まえ、臨時休業の基準等を定めた**感染確認時対応ガイドライン**を運用するに当たっての**留意事項**を周知（2/2）。**別紙5**

## 4 教職員の感染防止対策

- ✓ **教職員の感染の早期発見**による感染拡大防止策として、発熱等の症状がある場合に**自宅で検査するため、教職員があらかじめ抗原簡易キットを持ち帰る**ことができることを周知（1/21）。  
2

## 新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休業状況調査の結果について

令和 4 年 2 月 4 日  
文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課

以下は、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」「学校全体の臨時休業を行っている学校」(令和4年1月26日現在)について、集計したものです。

## 1. 学校種別の状況

	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	41校 (1.4%)	3,044校 (16.2%)	1,038校 (11.4%)	510校 (14.3%)	94校 (8.6%)	4,727校 (13.3%)
学校全体の臨時休業を行っている学校	75校 (2.6%)	653校 (3.5%)	219校 (2.4%)	127校 (3.6%)	40校 (3.7%)	1,114校 (3.1%)

※一定期間臨時休業を行った学校について、次回調査(2/9)と同時に、オンライン学習等のような方法で学びの継続を図ったかの状況調査を実施予定。

## 2. 都道府県別(全ての学校種)の状況

	特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校		特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校	学校全体の臨時休業を行っている学校
北海道	279校 (15.0%)	29校 (1.6%)	滋賀県	79校 (16.4%)	38校 (7.9%)
青森県	24校 (4.8%)	11校 (2.2%)	京都府	188校 (29.1%)	17校 (2.6%)
岩手県	4校 (0.7%)	8校 (1.4%)	大阪府	388校 (21.1%)	173校 (9.4%)
宮城県	4校 (0.5%)	35校 (4.8%)	兵庫県	378校 (24.9%)	42校 (2.8%)
秋田県	21校 (5.9%)	21校 (5.9%)	奈良県	110校 (24.7%)	15校 (3.4%)
山形県	9校 (2.3%)	21校 (5.3%)	和歌山県	31校 (7.1%)	8校 (1.8%)
福島県	26校 (3.1%)	22校 (2.7%)	鳥取県	1校 (0.5%)	18校 (8.8%)
茨城県	112校 (12.6%)	28校 (3.2%)	島根県	65校 (16.2%)	109校 (27.2%)
栃木県	64校 (11.0%)	12校 (2.1%)	岡山県	39校 (4.9%)	3校 (0.4%)
群馬県	77校 (12.6%)	16校 (2.6%)	広島県	91校 (10.9%)	15校 (1.8%)
埼玉県	366校 (25.2%)	22校 (1.5%)	山口県	22校 (4.3%)	29校 (5.7%)
千葉県	211校 (15.4%)	22校 (1.6%)	徳島県	0校 (0.0%)	22校 (5.9%)
東京都	374校 (16.4%)	15校 (0.7%)	香川県	19校 (5.8%)	5校 (1.5%)
神奈川県	331校 (22.1%)	59校 (3.9%)	愛媛県	0校 (0.0%)	13校 (2.6%)
新潟県	47校 (5.8%)	28校 (3.5%)	高知県	5校 (1.4%)	7校 (2.0%)
富山県	8校 (2.5%)	3校 (0.9%)	福岡県	400校 (32.5%)	39校 (3.2%)
石川県	26校 (7.6%)	26校 (7.6%)	佐賀県	23校 (7.6%)	2校 (0.7%)
福井県	3校 (0.9%)	27校 (8.3%)	長崎県	36校 (6.3%)	5校 (0.9%)
山梨県	5校 (1.7%)	5校 (1.7%)	熊本県	66校 (11.1%)	16校 (2.7%)
長野県	48校 (7.4%)	20校 (3.1%)	大分県	32校 (6.3%)	12校 (2.4%)
岐阜県	90校 (13.1%)	8校 (1.2%)	宮崎県	13校 (3.2%)	19校 (4.6%)
静岡県	78校 (7.4%)	13校 (1.2%)	鹿児島県	33校 (4.0%)	5校 (0.6%)
愛知県	389校 (23.8%)	16校 (1.0%)	沖縄県	81校 (13.1%)	30校 (4.9%)
三重県	31校 (4.6%)	5校 (0.7%)	計	4,727校 (13.3%)	1,114校 (3.1%)

- ・「特定の学年・学級の臨時休業」と「学校全体の臨時休業」は重複しない。
- ・学校数について、分校は1校とし、休校している学校は調査対象外。
- ・域内教育委員会が把握している学校数を都道府県教育委員会が集計。
- ・括弧内(%)は域内の全学校数に占める「特定の学年・学級の臨時休業を行っている学校」または「学校全体の臨時休業を行っている学校」の割合。

# 臨時休業等の非常時における 端末の持ち帰り学習に関する準備状況調査 (令和4年1月末時点)

令和4年2月  
文部科学省初等中等教育局  
学校デジタル化プロジェクトチーム

# 臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習の準備状況（令和4年1月末時点）

## 【調査の概要】

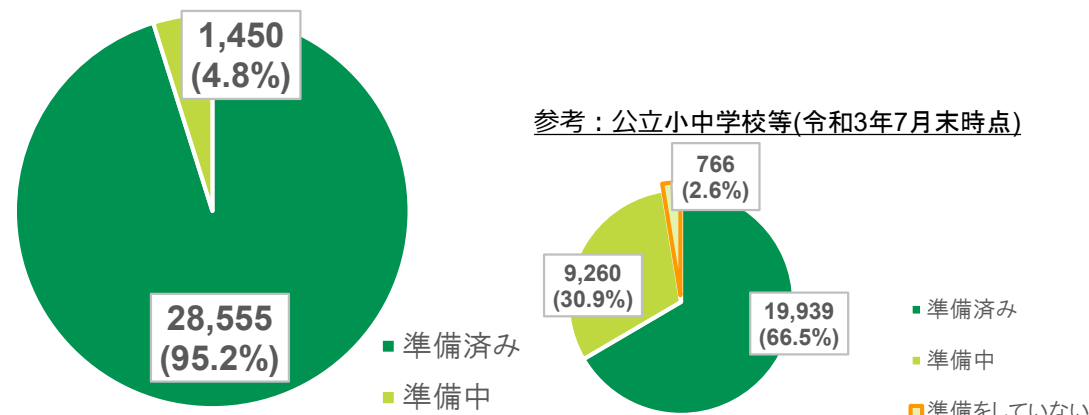
- 公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）及び特別支援学校（小学部・中学部）の端末の持ち帰り学習の準備状況について、教育委員会を通じてすべての公立小中学校等について調査を実施。（令和4年1月末時点）
- 対象自治体等数：1,811自治体等 ※「自治体等」とは都道府県、市区町村、一部事務組合を含む公立の義務教育段階の学校設置者
- 対象学校数：小学校等（小学校、義務教育学校第1学年～第6学年、特別支援学校小学部）19,816校、  
中学校等（中学校、義務教育学校第7学年～第9学年、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部）10,189校

**全国の公立の小中学校等の95.2%（小学校等の95.2%、中学校等の95.2%）が端末の持ち帰りの準備済みと回答。**

## 【非常時の端末の持ち帰り学習の準備状況（学校数）】

【小中学校等（令和4年1月末時点）】

	準備済みの学校	準備中の学校	合計
合計	28,555 (95.2%)	1,450 (4.8%)	30,005
小学校等	18,856 (95.2%)	960 (4.8%)	19,816
中学校等	9,699 (95.2%)	490 (4.8%)	10,189



## 【「準備済み」を選択した学校のうち、非常時に自宅等の通信環境が整っていない児童生徒に対する代替手段（学校数）（重複回答あり）】

【小中学校等（令和4年1月末時点）】

	ルータ等の貸出し	当該児童生徒のみ登校	その他(※)	「準備済み」を選択した学校数
合計	20,682 (72.4%)	11,975 (41.9%)	1,587 (5.6%)	28,555
小学校等	13,690 (72.6%)	7,878 (41.8%)	1,044 (5.5%)	18,856
中学校等	6,992 (72.1%)	4,097 (42.2%)	543 (5.6%)	9,699

※「その他」を選択した学校の主な理由：

- ・ネットワークを介さずにオフラインで使用できるコンテンツを活用する
- ・低学年では紙の教材を活用する 等

## 【「準備中」を選択した学校の主な理由】

- ・端末の運用支援に関して教育委員会からのサポートが十分でない。
- ・持ち帰りについて一部の保護者の同意・理解を得られていない。
- ・該当校が極小規模校であるため、感染リスク等の低さを考慮し、登校を前提としている。
- ・該当校が特別支援学校であり、障害の特性を踏まえ持ち帰りを実施しない。

# 臨時休業等の非常時における端末の持ち帰り学習の準備状況 (令和4年1月末時点)

都道府県名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	
合計	総学校数	30,005	1,645	444	474	602	320	353	664	744	538	500	1298	1191	1991	1354	728	280	313	283
	準備済みの総学校数	28,555	1,602	360	371	506	285	290	664	732	534	469	1298	1091	1983	1348	638	266	313	270
	準備中の総学校数	1,450	43	84	103	96	35	63	0	12	4	31	0	100	8	6	90	14	0	13
	準備済み率	95.2%	97.4%	81.1%	78.3%	84.1%	89.1%	82.2%	100.0%	98.4%	99.3%	93.8%	100.0%	91.6%	99.6%	99.6%	87.6%	95.0%	100.0%	95.4%
小学校	学校数	19,816	1027	278	310	386	196	247	429	493	366	320	843	790	1323	898	469	191	215	196
	準備済み	18,856	1005	226	240	327	179	204	429	487	363	304	843	734	1318	893	404	182	215	185
	準備中	960	22	52	70	59	17	43	0	6	3	16	0	56	5	5	65	9	0	11
	準備済み率	95.2%	97.9%	81.3%	77.4%	84.7%	91.3%	82.6%	100.0%	98.8%	99.2%	95.0%	100.0%	92.9%	99.6%	99.4%	86.1%	95.3%	100.0%	94.4%
中学校	学校数	10,189	618	166	164	216	124	106	235	251	172	180	455	401	668	456	259	89	98	87
	準備済み	9,699	597	134	131	179	106	86	235	245	171	165	455	357	665	455	234	84	98	85
	準備中	490	21	32	33	37	18	20	0	6	1	15	0	44	3	1	25	5	0	2
	準備済み率	95.2%	96.6%	80.7%	79.9%	82.9%	85.5%	81.1%	100.0%	97.6%	99.4%	91.7%	100.0%	89.0%	99.6%	99.8%	90.3%	94.4%	100.0%	97.7%

都道府県名		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
合計	総学校数	274	578	580	813	1433	527	342	566	1516	1160	315	375	193	316	560	729	443	267	234
	準備済みの総学校数	274	518	580	806	1358	509	302	566	1516	1160	298	318	191	255	560	714	420	267	234
	準備中の総学校数	0	60	0	7	75	18	40	0	0	0	17	57	2	61	0	15	23	0	0
	準備済み率	100.0%	89.6%	100.0%	99.1%	94.8%	96.6%	88.3%	100.0%	100.0%	100.0%	94.6%	84.8%	99.0%	80.7%	100.0%	97.9%	94.8%	100.0%	100.0%
小学校	学校数	180	373	382	523	992	360	232	379	1016	778	202	244	129	212	393	474	289	175	160
	準備済み	180	334	382	518	945	347	193	379	1016	778	192	206	127	170	393	463	273	175	160
	準備中	0	39	0	5	47	13	39	0	0	0	10	38	2	42	0	11	16	0	0
	準備済み率	100.0%	89.5%	100.0%	99.0%	95.3%	96.4%	83.2%	100.0%	100.0%	100.0%	95.0%	84.4%	98.4%	80.2%	100.0%	97.7%	94.5%	100.0%	100.0%
中学校	学校数	94	205	198	290	441	167	110	187	500	382	113	131	64	104	167	255	154	92	74
	準備済み	94	184	198	288	413	162	109	187	500	382	106	112	64	85	167	251	147	92	74
	準備中	0	21	0	2	28	5	1	0	0	0	7	19	0	19	0	4	7	0	0
	準備済み率	100.0%	89.8%	100.0%	99.3%	93.7%	97.0%	99.1%	100.0%	100.0%	100.0%	93.8%	85.5%	100.0%	81.7%	100.0%	98.4%	95.5%	100.0%	100.0%

都道府県名		38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
合計	総学校数	420	316	1083	267	523	534	402	380	741	396
	準備済みの総学校数	420	292	1062	265	431	534	402	325	612	346
	準備中の総学校数	0	24	21	2	92	0	0	55	129	50
	準備済み率	100.0%	92.4%	98.1%	99.3%	82.4%	100.0%	100.0%	85.5%	82.6%	87.4%
小学校	学校数	281	200	731	169	336	352	266	242	512	257
	準備済み	281	182	715	168	272	352	266	208	420	223
	準備中	0	18	16	1	64	0	0	34	92	34
	準備済み率	100.0%	91.0%	97.8%	99.4%	81.0%	100.0%	100.0%	86.0%	82.0%	86.8%
中学校	学校数	139	116	352	98	187	182	136	138	229	139
	準備済み	139	110	347	97	159	182	136	117	192	123
	準備中	0	6	5	1	28	0	0	21	37	16
	準備済み率	100.0%	94.8%	98.6%	99.0%	85.0%	100.0%	100.0%	84.8%	83.8%	88.5%

# 高等学校における学習者用コンピュータの 整備状況について (令和4年度見込み)

令和4年2月  
文部科学省初等中等教育局  
修学支援・教材課

# 高校の1人1台端末整備に向けた取組について

## (1) 整備に向けた対応策

### ① 高校端末の整備に向けた通知の発出

「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」

(令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

- ・高校の端末整備にあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等を通じた整備の加速を要請。

### ② 文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージの発信

「高等学校における1人1台端末の環境整備について」(令和4年1月11日)

- ・高校の1人1台端末環境の重要性や早期整備に向けた促進についてのメッセージを発信。  
(1月上旬に、整備途上自治体の知事等へ個別に整備促進を要請)

## (2) 今後の方向性

- 令和4年度中に、すべての都道府県(政令指定都市含む)において、令和4年度1年生の1人1台環境整備が完了予定。
- 令和6年度までに、学年進行による整備を進める自治体も含め、全学年の1人1台環境整備が完了予定。



# 公立高校における端末の整備状況について（令和4年度見込み）

都道府県名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
高等学校	学校数	192	54	71	69	43	42	79	93	60	59	139	121	187	137	83	39	43	25
	生徒数	73,909	22,492	22,090	37,144	18,248	18,315	35,815	52,566	35,278	33,046	103,611	89,454	128,123	115,116	38,275	20,106	18,890	14,555
	公費整備台数 (PC教室除く)	15,281	22,492	15,980	15,353	18,248	17,418	4,253	7,911	35,278	33,825	13,242	14,399	27,543	31,992	38,275	20,562	18,890	14,787
	PC教室分台数	18,461	0	4,340	8,169	2,850	0	5,819	6,748	0	4,676	15,073	7,998	7,739	9,130	4,616	2,499	0	0
	BYOD端末台数	20,499	0	0	2,524	0	0	12,830	33,745	0	0	25,398	920	44,805	37,597	0	0	0	0
	合計台数	54,241	22,492	20,320	26,046	21,098	17,418	22,902	48,404	35,278	38,501	53,713	23,317	80,087	78,719	42,891	23,061	18,890	14,787
台数/人(%)	73.4%	100.0%	92.0%	70.1%	100.0%	95.1%	63.9%	92.1%	100.0%	100.0%	51.8%	26.1%	62.5%	68.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	

都道府県名		19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
高等学校	学校数	27	82	63	110	147	57	46	48	170	135	33	32	24	36	51	81	57	28
	生徒数	14,931	42,682	38,292	55,131	112,652	33,712	29,034	32,907	110,253	84,950	21,805	18,605	11,175	14,068	32,006	40,259	20,872	15,387
	公費整備台数 (PC教室除く)	5,325	20,045	38,292	10,322	51,969	14,185	3,103	4,351	110,253	38,854	967	18,605	1,469	1,850	3,673	1,640	23,000	15,387
	PC教室分台数	1,967	5,577	0	7,215	10,353	8,243	4,030	2,967	0	6,344	4,358	3,312	2,343	2,460	4,815	6,829	2,481	0
	BYOD端末台数	5,124	24,026	0	3,450	0	11,650	10,187	11,536	0	26,320	7,068	0	3,507	4,540	18,844	34,446	0	0
	合計台数	12,416	49,648	38,292	20,987	62,322	34,078	17,320	18,854	110,253	71,518	12,393	21,917	7,319	8,850	27,332	42,915	25,481	15,387
台数/人(%)	83.2%	100.0%	100.0%	38.1%	55.3%	100.0%	59.7%	57.3%	100.0%	84.2%	56.8%	100.0%	65.5%	62.9%	85.4%	100.0%	100.0%	100.0%	

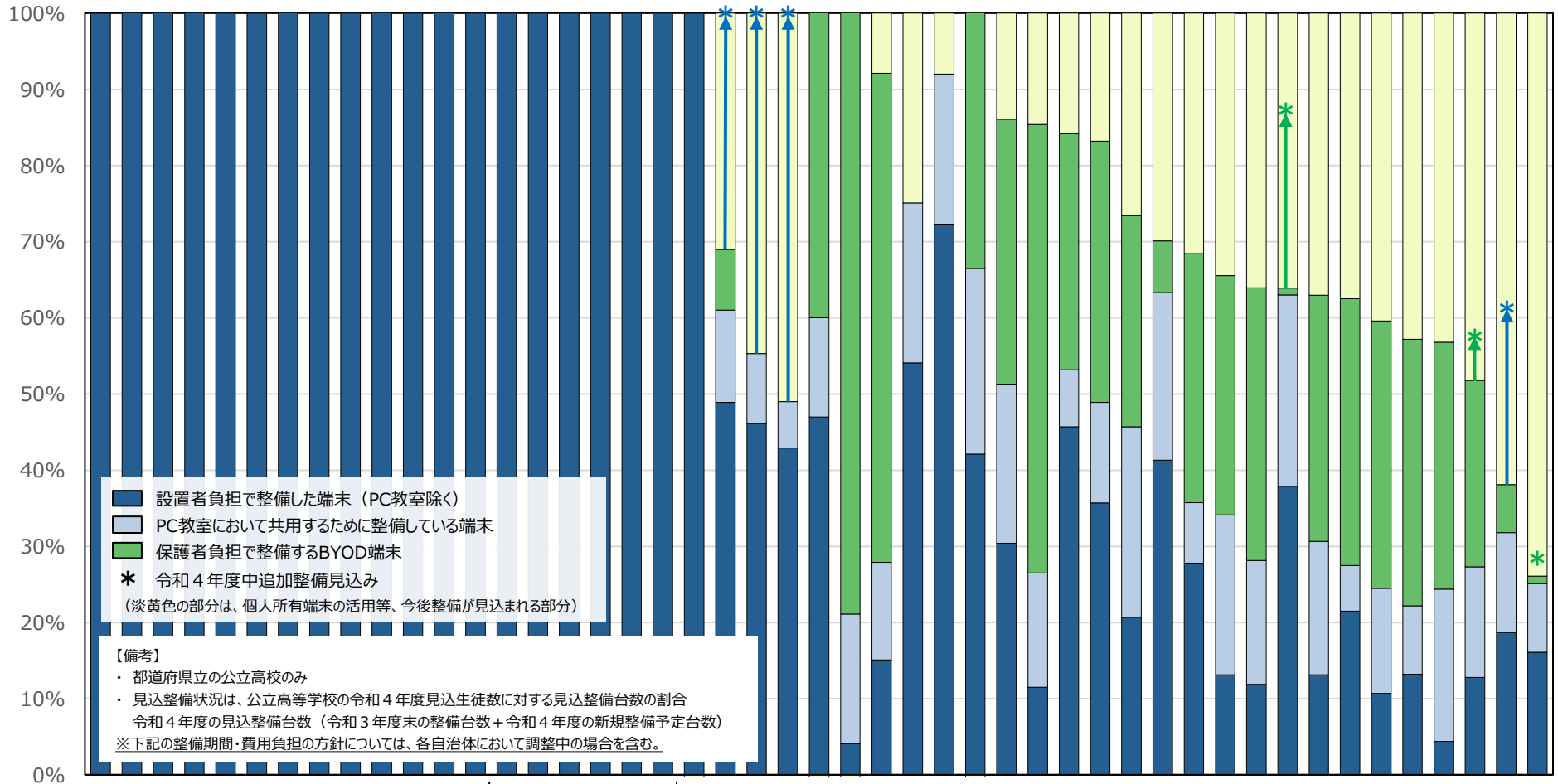
都道府県名		37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
高等学校	学校数	29	53	36	94	36	56	50	40	36	61	66
	生徒数	17,379	24,608	10,909	65,565	16,946	24,054	25,861	20,188	20,993	23,622	41,886
	公費整備台数 (PC教室除く)	8,502	24,608	10,909	28,125	18,080	23,186	27,871	20,188	6,327	12,776	15,876
	PC教室分台数	2,113	0	0	4,032	0	0	789	3,851	4,378	4,967	10,502
	BYOD端末台数	1,398	0	0	0	0	0	0	0	7,299	0	385
	合計台数	12,013	24,608	10,909	32,157	18,080	23,186	28,660	24,039	18,004	17,743	26,763
台数/人(%)	69.1%	100.0%	100.0%	49.0%	100.0%	96.4%	100.0%	100.0%	85.8%	75.1%	63.9%	

指定都市名		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
高等学校	学校数	7	4	3	2	9	9	2	2	1	14	11	2	8	1	7	1	4	2
	生徒数	6,400	2,826	2,881	1,908	7,864	4,304	1,117	1,735	1,142	12,006	5,175	760	5,825	442	6,658	596	3,695	1,622
	公費整備台数 (PC教室除く)	340	1,050	184	0	610	1,610	1,117	84	45	714	160	720	810	30	500	596	3,695	1,622
	PC教室分台数	804	691	218	267	1,887	1,546	169	282	46	1,957	0	180	1,711	64	831	0	0	0
	BYOD端末台数	1,660	0	2,250	1,908	970	2,057	0	560	0	2,480	3,583	0	1,943	160	4,471	0	0	0
	合計台数	2,804	1,741	2,652	2,175	3,467	5,213	1,286	926	91	5,151	3,743	900	4,464	254	5,802	596	3,695	1,622
台数/人(%)	43.8%	61.6%	92.1%	100.0%	44.1%	100.0%	100.0%	53.4%	8.0%	42.9%	72.3%	100.0%	76.6%	57.5%	87.1%	100.0%	100.0%	100.0%	

※都道府県・指定都市市の公立学校のみ。BYOD（Bring Your Own Device）は、家庭から自己の端末を持ち込むことを表す。  
 ※PC教室の台数を含めると100%を超える自治体がある。また、100%に満たない自治体であっても、令和4年度中に追加整備を予定している自治体がある。

# 公立高校における端末の整備状況（見込み）について（都道府県別）

（令和4年度見込み）



## 費用負担

設置者負担を原則  
**24自治体**

保護者負担を原則  
**23自治体**

## 整備期間

R3.12月末時点整備済み  
**13自治体**

R4.1～3月予定  
**6自治体**

R4年度予定  
**5自治体**

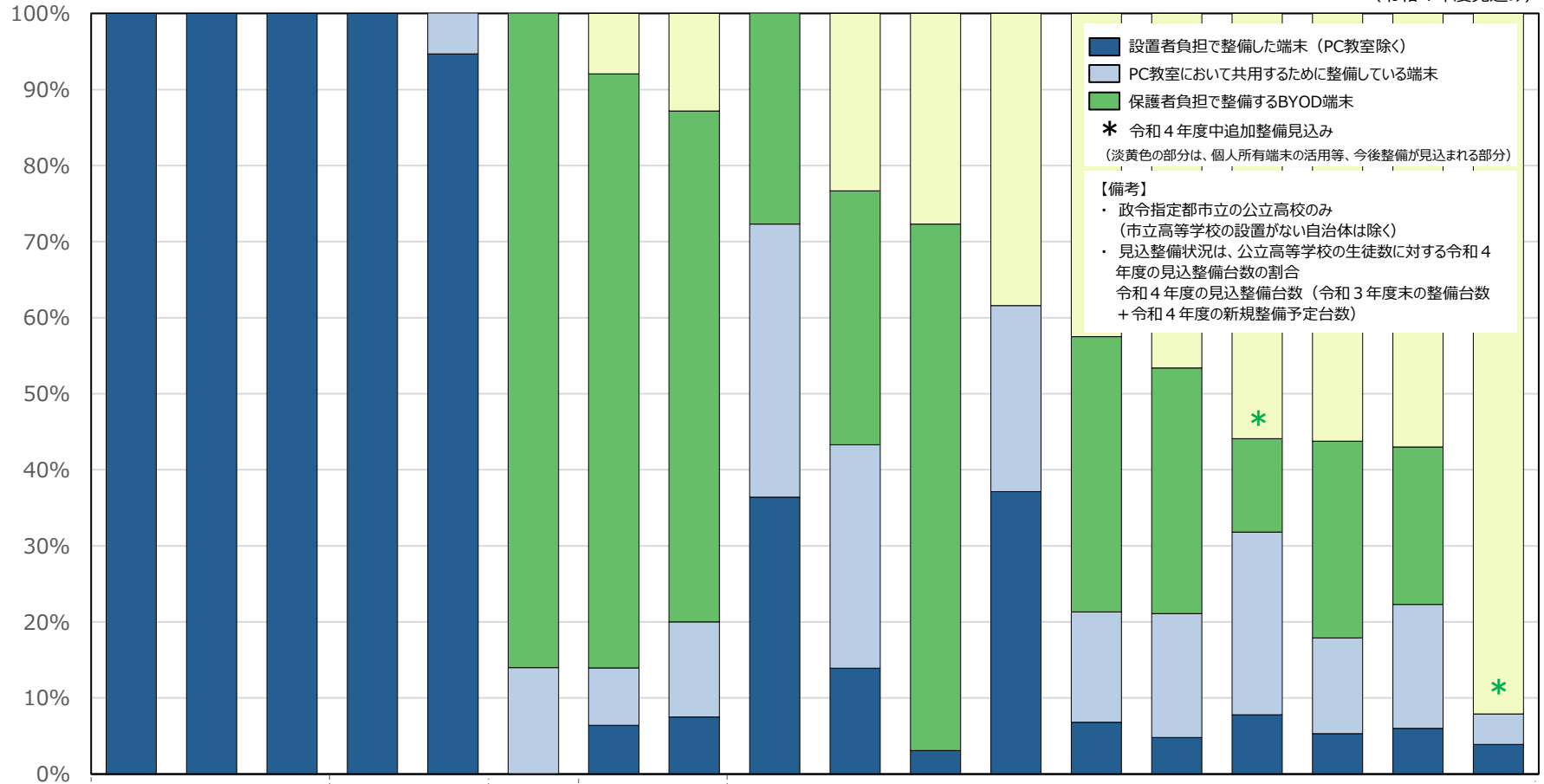
R5年度予定  
**3自治体**

R6年度予定  
**20自治体**

- 秋田県
- 群馬県
- 富山県
- 福井県
- 岐阜県
- 和歌山県
- 山口県
- 徳島県
- 愛媛県
- 佐賀県
- 長崎県
- 熊本県
- 大分県
- 青森県
- 山形県
- 栃木県
- 石川県
- 大阪府
- 高知県
- 新潟県
- 香川県
- 愛知県
- 福岡県
- 長野県
- 広島県
- 茨城県
- 鹿児島県
- 岩手県
- 三重県
- 宮崎県
- 岡山県
- 兵庫県
- 山梨県
- 北海道
- 宮城県
- 神奈川県
- 鳥取県
- 福島県
- 沖縄県
- 島根県
- 東京都
- 滋賀県
- 京都府
- 奈良県
- 埼玉県
- 静岡県
- 千葉県

# 公立高校における端末の整備状況（見込み）について（政令指定都市別）

（令和4年度見込み）



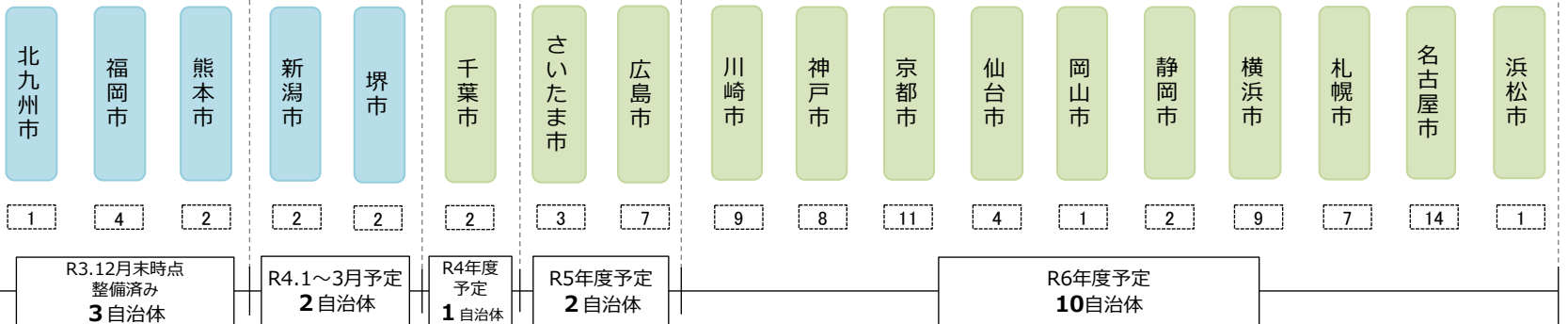
## 費用負担

設置者負担を原則  
5自治体

保護者負担を原則  
13自治体

学校数

## 整備期間



オミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における新型コロナウイルス感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等をまとめましたので、お知らせします。

事務連絡  
令和4年2月●日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

各学校においては、これまでも「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（以下「衛生管理マニュアル」という。）等を基に、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでいただいているところです。

このたび、オミクロン株への置き換わりに伴い10代以下の感染者数の増加が急速に進んでいることや、オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高い等の現時点までに得られたオミクロン株に係る知見など現下の状況を踏まえ、学校における感染症対策で特に取り組んでいただきたい事項等を下記のとおりまとめました。各学校及び設置者におかれては、下記事項に留意し、学校内での感染拡大防止に向けて、新型コロナウイルス感染症対策の強化・徹底をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核認定こども園主管課におかれては、所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. 基本的な感染症対策の強化・徹底

#### (1) 日々の健康観察の徹底

- ・発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、児童生徒等・教職員ともに自宅での休養を徹底すること。特に、衛生管理マニュアルで示す地域の感染レベル（以下単に「レベル」という。）が3及び2の地域では、同居の家族に同様の症状が見られる場合も登校・出勤を控えるようにすること。また、発熱等の風邪症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関に直接電話相談し、医療機関を受診するよう促すこと。
- ・児童生徒等の登校時に、健康観察表などを活用し、検温結果及び健康状態を把握すること。特に、レベル3及び2の地域では、児童生徒等本人のみならず、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう呼びかけるほか、登校時の検温結果及び健康状態の確認については校舎に入る前に行うこと。
- ・登校時や登校後に児童生徒等に風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

#### (2) 換気の徹底

- ・密閉を回避するため、気候上可能な限り、常時換気に努めること。また、エアコンは室内の空気を循環しているだけで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要であること。さらに、十分な換気ができているかを把握し適切な換気を確保するために、適宜学校薬剤師等の支援を得つつ、換気を目安としてCO<sub>2</sub>モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも考えられること（学校環境衛生基準では1500ppmを基準としている）。
- ・飛沫感染を防ぐため、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときや換気が不十分と思われる場などでは原則としてマスクを着用すること（不織布マスクを推奨）。なお、幼児のマスク着用については、「5. 幼稚園における感染症対策」を参照すること。

#### (3) 給食時の感染対策の徹底

- ・給食等の食事をする場面での感染症対策については、衛生管理マニュアル第3章の3. の記載事項を踏まえ、食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の歓談時におけるマスクの着用などの対応をとること。また、飲食の場面では感染リスクが高まるとされていることから、十分な換気を行うこと。その際、食事前に室内の空気と外気の入れ替えが行われていることが望ましいこと。

### 2. 具体的な活動場面ごとの感染症対策について

各学校及び設置者においては、衛生管理マニュアル第1章の4. に示された行動基準を参考としつつ、地域の感染状況に応じた学校教育活動を行っていただいているところであるが、例えば、当該行動基準においては、レベル3の地域のみならず、感染拡大局面にあるレベル2の地域においては、感染リスクの高い活動を停止すること

されている。このような記載も踏まえ、オミクロン株による感染が急速に拡大している現下の状況においては、以下に記載する（１）及び（２）に示す内容については、特に感染リスクが高い教育活動であるため、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的には実施を控える、又は、感染が拡大していない地域においては慎重に実施を検討すること。なお、その他の感染リスクの高い活動についても、同様の考え方により対応することとし、それぞれの対策に取り組む際の具体的な留意事項については、衛生管理マニュアルを参照すること。

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、感染収束局面においては、可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの低い活動から徐々に実施することを検討して差し支えないこと。

#### （１）各教科等

オミクロン株はデルタ株に比べ、感染性・伝播性が高いことを踏まえ、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」のうち特にリスクが高いものについては基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

また、衛生管理マニュアルにあるとおり、レベル3の地域においては、体育の授業や運動時においては、身体へのリスクを考慮してマスクの着用は必要ないが、授業の前後における着替えや移動の際や、授業中、教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用することとしているが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、衛生管理マニュアル上のレベルにとらわれずに、基本的に同様の対応とすること。

#### （２）部活動等

各学校においては、これまでも地域の感染状況に応じた対策を講じていただいているところだが、現下の全国的なオミクロン株の感染拡大の時期においては、以下に記載する活動については特にリスクが高いため基本的に控える、又は、感染が拡大していない地域では実施を慎重に検討すること。

- ・密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
- ・大きな発声や激しい呼気を伴う活動
- ・学校が独自に行う他校との練習試合や合宿等

また、各学校等及び設置者においては、部活動前後での集団での飲食や部室等の共有エリアの一斉利用を控えるなど、部活動に付随する場面での対策の徹底も図りつつ、

顧問の教師や部活動指導員等に委ねるのではなく、学校の管理職や設置者が顧問等から活動計画書等を提出させ、内容を確認して実施の可否を判断するなど、責任を持って一層の感染症対策に取り組むこと。

### 3. 教職員による抗原簡易キットの活用

抗原定性検査キットについては、国立感染症研究所より、その診断精度について、オミクロン株による影響を受けない可能性が示唆されているとの見解が示されている。このため、感染者の早期発見を通じた学校における感染拡大防止策として、学校が保有する抗原簡易キットを教職員が一定数持ち帰り、発熱等の症状がある場合に、自宅等で必要に応じて利用することは差し支えないこと（※1）。

また、地方自治体の判断により、陰性の検査結果によって教職員の待機期間の短縮が認められる場合において、当該検査に利用する抗原簡易キットについては、学校等の事業者が医薬品卸売販売業者から入手し、教職員に利用することができることとされていること（※2）。

このほか、抗原簡易キットの購入費用については、令和3年度補正予算で措置された「学校等における感染症対策等支援事業」の補助対象となること。

（※1）「職場における積極的な検査等の実施手順」及び「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」に関するQ&Aについて（令和4年1月18日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症等感染症対策推進室事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000884127.pdf>

（※2）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」の周知について（令和4年1月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）別紙参照。

[https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt\\_kouhou01-000004520\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20220118-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf)

### 4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等がある児童生徒等の中には、重症化リスクが高い者も含まれていることから、これらの児童生徒等が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校を判断すること。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医等にも相談すること（衛生管理マニュアル第2章の4.を参照）。

### 5. 幼稚園における感染症対策

幼稚園においては、以上で述べた感染症対策を踏まえるとともに、幼児特有の事情を考慮し、衛生管理マニュアル第5章に掲げる事項にも留意しながら、各園における感染症対策の一層の徹底を図ること。その際、幼稚園における感染症対策に留意した遊びの工夫や、幼児の発達を踏まえた衛生管理の工夫等を集めた事例集（※）を参考にするなどし、幼稚園や幼児特有の事情を考慮した感染症対策に万全を期すこと。なお、衛生管理マニュアル第5章にもあるとおり、幼児については、本人の調子が悪い場合や、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させる必要はないこと。

(※) 幼稚園等再開後の取組事例集 (令和2年9月7日時点)

[https://www.mext.go.jp/content/20200904-mxt\\_youji-000005336\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200904-mxt_youji-000005336_01.pdf)

## 6. 分散登校・オンライン学習等の実施

学校で感染者が発生した場合の臨時休業については、令和4年2月2日付け事務連絡で示した「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について」を踏まえ、適切な対応を行うこと。

学校で感染者が発生していない学校の臨時休業については、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等を踏まえ、慎重に検討する必要があること。

また、学齢期の子供がいる医療従事者等の負担等の家庭・地域の社会経済的事情等を考慮し、学校全体の臨時休業とする前に、地方自治体や学校設置者の判断により、児童生徒等の発達段階等を踏まえた時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態を実施することが求められること。

### 【参考資料】

- 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ (2021.11.22 Ver.7 ※2021.12.10 一部修正)」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)
- 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00049.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00049.html)

### 【参考リンク】

- 文部科学省「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/index.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)



<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること  
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)
- 部活動に関すること  
スポーツ庁 政策課(内3777)  
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応に関すること  
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 各教科等の指導に関すること
  - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
  - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
  - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)付(内3163)
- 幼稚園における指導に関すること  
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、学級閉鎖の期間の目安を5日程度とするなど、オミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項を示します。

事務連絡  
令和4年2月2日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課  
各文部科学大臣所轄学校法人担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について

「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」については、令和4年1月12日付け事務連絡により改めて周知したところです。

一方、令和4年1月以降、新型コロナウイルス感染症の懸念される変異株であるオミクロン株への置き換わりとともに感染者が急増し、緊急事態宣言の対象区域等に指定されていない状況下でも同ガイドラインに示す対応が必要となる場合が生じています。また、保健所業務がひっ迫する場合には、積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなったりする場合がありますことに留意する必要があります。

以上のことその他オミクロン株に係る最新の知見等を踏まえ、オミクロン株に対応して同ガイドラインを運用するに当たっての留意事項を下記のとおりまとめました。

特に、学校の臨時休業については、現に学校内で感染が広がっている可能性に対して、児童生徒等の学びの保障の観点等に留意しつつ、まずは感染者が所属する学級の閉鎖を検討するなど、必要な範囲、期間において機動的に対応を行うことが重要です。各学校や学校設置者においては、本事務連絡を踏まえ、適切な対応をお願いします。

なお、幼稚園の臨時休業を行う場合には、幼稚園は一人で家にいることができない年齢の幼児が利用していることを踏まえ、感染拡大防止のための万全の対策を講じた上で、出席停止等の対象となっていない幼児に対し、預かり保育の提供を縮小して実施すること等を通じて、必要な者に保育が提供されないということがないように、居場所の確保に向けた取組を検討してください。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）

区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知されるようお願いいたします。

## 記

以下の現行ガイドラインにおける対応についてそれぞれ以下のように取り扱うこと。

### 臨時休業の判断関係

（現行ガイドラインにおける対応）

〔ガイドライン「3. <臨時休業の範囲や条件の例>」〕

学校で感染者が発生した場合、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間、全体として概ね数日～1週間程度、臨時休業を行うことが考えられる。



全体として概ね数日～5日程度（土日祝日を含む。）

（現行ガイドラインにおける対応）〔ガイドライン「3. 【学級閉鎖】」〕

学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。



5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。）（その場合においても、当該学級について、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。）

(現行ガイドラインにおける対応)

(学校で感染者が発生した場合、全体像の把握等のために臨時休業を行った後、保健所業務のひっ迫により積極的疫学調査の実施が遅延したり、十分に行えなくなった場合の学校の再開について、特段記載がなかった。)



学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度(土日祝日を含む。)を目安として再開することが考えられる。(その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。)

#### 濃厚接触者等の特定関係

(現行ガイドラインにおける対応) [ガイドライン「2. 濃厚接触者等の特定について」]

学校で感染者が発生した場合、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者の特定のため、ガイドラインに示す基準を参考に濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合がある。



濃厚接触者や感染者周辺の検査対象となる者の候補の特定については、積極的疫学調査の実施が遅延したり十分に行えなくなったりする場合があることを踏まえ、特に地域の実情に応じてガイドラインによらない柔軟な対応を行うことが考えられる。

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課 03-5253-4111(内2918)

# 保育所における感染症対策ガイドライン (2018年改訂版)



厚生労働省

2018(平成30)年3月

(2021(令和3)年8月一部改訂)

## (2) 衛生管理

### ア) 施設内外の衛生管理

- 保育所では、日頃からの清掃や衛生管理を心掛けることが重要である。
- 消毒薬の種類と適正な使い方を把握するとともに、その管理を徹底することが重要である。

保育所は、多くの子どもたちが一緒に生活する場です。保育所における衛生管理については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第10条に示されています。感染症の広がりを防ぎ、安全で快適な保育環境を保つために、日頃からの清掃や衛生管理を心掛けましょう。

また、消毒薬の種類と適正な使い方を把握するとともに、子どもの手の届かない場所に管理するなど消毒薬の管理を徹底し、安全の確保を図ることが重要です。

(参照:「別添2 保育所における消毒の種類と方法」(p.70))

施設内外の衛生管理として考えられる主な事項を以下に記載します。

#### ○保育室

- ・日々の清掃で清潔を保つ。ドアノブ、手すり、照明のスイッチ(押しボタン)等は、水拭きした後、アルコール等による消毒を行うと良い。(嘔吐物や排泄物の処理等は塩素系消毒薬(次亜塩素酸ナトリウム・亜塩素酸水)を用いる)
- ・季節に合わせた適切な室温や湿度を保ち、換気を行う。加湿器使用時には、水を毎日交換する。また、エアコンも定期的に清掃する。

【保育室環境のめやす】

室温:夏 26~28℃、冬 20~23℃、湿度:60%

#### ○手洗い(参照:「<正しい手洗いの方法>」(p.14))

- ・食事の前、調乳前、配膳前、トイレの後、おむつ交換後、嘔吐物処理後等には、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・手を拭く際には、個人持参のタオルかペーパータオルを用い、タオルの共用は避ける。個人持参のタオルをタオル掛けに掛ける際には、タオル同士が密着しないように間隔を空ける。
- ・固形石けんは、1回ずつ個別に使用できる液体石けんと比較して、保管時に不潔になりやすいことに注意する。また、液体石けんの中身を詰め替える際は、残った石けんを使い切り、容器をよく洗い乾燥させてから、新しい石けん液を詰める。

#### ○おもちゃ

- ・直接口に触れる乳児の遊具については、遊具を用いた都度、湯等で洗い流し、干す。
- ・午前・午後とで遊具の交換を行う。
- ・適宜、水(湯)洗いや水(湯)拭きを行う。

## ○食事・おやつ

- ・テーブルは、清潔な台布巾で水（湯）拭きをして、衛生的な配膳・下膳を心掛ける。
- ・スプーン、コップ等の食器は共用しない。
- ・食後には、テーブル、椅子、床等の食べこぼしを清掃する。

【参考】「保育所における食事の提供ガイドライン」（「保育所における食事の提供ガイドライン」について（平成24年3月30日付け雇児保発0330第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知別添））

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/pdf/shokujiguide.pdf>

「大量調理施設衛生管理マニュアル」（「大規模食中毒対策等について」（平成9年3月24日付け衛食第65号厚生省生活衛生局長通知別添））

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzentan/0000168026.pdf>

## ○調乳・冷凍母乳

- ・調乳室は清潔に保ち、調乳時には清潔なエプロン等を着用する。
- ・哺乳瓶、乳首等の調乳器具は、適切な消毒を行い、衛生的に保管する。
- ・ミルク（乳児用調製粉乳）は、使用開始日を記入し、衛生的に保管する。
- ・乳児用調製粉乳は、サルモネラ属菌等による食中毒対策として、70℃以上のお湯で調乳する。また、調乳後2時間以内に使用しなかったミルクは廃棄する。
- ・下記ガイドラインを参考に調乳マニュアルを作成し、実行する。

【参考】「児童福祉施設における食事の提供ガイド」（平成22年3月 厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2010/03/d1/s0331-10a-015.pdf>

- ・冷凍母乳等を取り扱う場合には、手洗いや備品の消毒を行うなど、衛生管理を十分徹底する。母乳を介して感染する感染症もあるため、保管容器には名前を明記して、他の子どもに誤って飲ませることがないように十分注意する。

## ○歯ブラシ

- ・歯ブラシは個人専用とし、他の子どものものを誤って使用させたり、保管時に他の子どもものものと接触させたりしないようにする。
- ・使用後は、個別に水で十分にすすぎ、ブラシを上にして清潔な場所で乾燥させ、個別に保管する。

## ○寝具

- ・衛生的な寝具を使用する。
- ・個別の寝具にはふとんカバーをかけて使用する。
- ・ふとんカバーは定期的に洗濯する。
- ・定期的にふとんを乾燥させる。
- ・尿、糞便、嘔吐物<sup>おう</sup>等で汚れた場合には、消毒（熱消毒等）を行う。

## ○おむつ交換

- ・糞便処理の手順を職員間で徹底する。
- ・おむつ交換は、手洗い場があり食事をする場所等と交差しない一定の場所で行う。
- ・おむつの排便処理の際には、使い捨て手袋を着用する。
- ・下痢便時には、周囲への汚染を避けるため、使い捨てのおむつ交換シート等を敷いて、おむつ交換をする。
- ・おむつ交換後、特に便処理後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・交換後のおむつは、ビニール袋に密閉した後に蓋つき容器等に保管する。
- ・交換後のおむつの保管場所について消毒を行う。

## ○トイレ

- ・日々の清掃及び消毒で清潔に保つ。(便器、汚物槽、ドア、ドアノブ、蛇口や水まわり、床、窓、柵、トイレ用サンダル等)
- ・ドアノブ、手すり、照明のスイッチ(押しボタン)等は、水拭きした後、消毒用エタノール、塩素系消毒薬等による消毒を行うと良い。ただし、ノロウイルス感染症が流行している場合には塩素系消毒薬を使用するなど、流行している感染症に応じた消毒及び清掃を行う必要がある。

## ○砂場

- ・砂場は猫の糞便等が由来の寄生虫、大腸菌等で汚染されていることがあるので、衛生管理が重要である。
- ・砂場で遊んだ後は、石けんを用いて流水でしっかりと手洗いを行う。
- ・砂場に猫等ができるだけ入らないような構造とする。また、夜間はシートで覆うなどの対策を考慮する。
- ・動物の糞便、尿等がある場合は、速やかに除去する。
- ・砂場を定期的に掘り起こして、砂全体を日光により消毒する。

## ○園庭

- ・各保育所が作成する安全点検表の活用等による、安全・衛生管理を徹底する。
- ・動物の糞、尿等は速やかに除去する。
- ・樹木や雑草は適切に管理し、害虫、水溜り等の駆除や消毒を行う。
- ・水溜まりを作らないよう、屋外におもちゃやじょうろを放置せず、使用後は片付ける。
- ・小動物の飼育施設は清潔に管理し、飼育後の手洗いを徹底する。

## ○プール

- ・「遊泳用プールの衛生基準」(平成19年5月28日付け健発第0528003号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が0.4 mg/Lから1.0 mg/Lに保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。
- ・低年齢児が利用することの多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても塩素消



毒が必要である。

- ・排泄<sup>せつ</sup>が自立していない乳幼児には、個別のタライ等を用いてプール遊びを行い、他者と水を共有しないよう配慮をする。
- ・プール遊びの前後には、シャワーを用いて、汗等の汚れを落とす。プール遊びの前に流水を用いたお尻洗いも行う。

## イ) 職員の衛生管理

○ 保育所において衛生管理を行うに当たっては、施設内外の環境の維持に努めるとともに、職員が清潔を保つことや職員の衛生知識の向上に努めることが重要である。

### (具体的な対応)

- ・清潔な服装と頭髪を保つ。
- ・爪は短く切る。
- ・日々の体調管理を心がける。
- ・保育中及び保育前後には手洗いを徹底する。
- ・咳等<sup>せき</sup>の呼吸器症状が見られる場合にはマスクを着用する。
- ・発熱<sup>せき</sup>や咳、下痢<sup>おう</sup>、嘔吐<sup>おう</sup>がある場合には医療機関へ速やかに受診する。また、周りへの感染対策を実施する。  
(参照:「<咳エチケット>」(p. 10))
- ・感染源となり得る物(尿、糞便、吐物、血液等)の安全な処理方法を徹底する。
- ・下痢<sup>おう</sup>や嘔吐<sup>おう</sup>の症状がある、又は化膿創<sup>り</sup>がある職員については、食物を直接取り扱うことを禁止する。
- ・職員の予防接種歴及び罹患歴<sup>り</sup>を把握し、感受性がある者かどうかを確認する。

事務連絡

令和4年1月24日

各 都道府県 保育主管部（局）御中  
市町村

厚生労働省子ども家庭局保育課

保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q&amp;A について

(第十二報)

(令和4年1月24日現在)

保育所等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について（令和2年5月14日）」等に基づきお示ししているところですが、今般、現下のオミクロン株の流行状況を踏まえた政府の基本的対処方針の変更等を踏まえ、感染が拡大した地域における濃厚接触者の取扱い等に関して追記を行うなどの修正を行いました。（追記・修正を行った問番号に下線を付すとともに、該当箇所にも下線を付しています。）管下の保育所等に対して周知の上で、引き続き、本 Q&A に示す感染症対策、健康管理、定期的な換気・消毒等の実施を徹底いただくよう周知をお願いします。

特に、感染拡大状況下においても、保育所等は、社会機能の維持のために事業の継続が求められる事業者として位置付けられているところであり、引き続き、感染予防に最大限配慮しつつ、原則開所いただくようお願いするとともに、地域で感染拡大がみられる場合には、代替保育や保育士確保、配置基準の柔軟な運用などにより保育提供体制を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症補助金等を活用し、代替要員や自費検査などの支援を積極的に行っていただくことで、必要な方に対する保育が継続して実施されるよう配慮をお願いします。

御不明な点等があれば、下記の連絡先まで御連絡・御相談ください。

○本件についての問合せ先

(保育所、地域型保育事業所について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4852, 4854)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : [hoikuka@mhlw.go.jp](mailto:hoikuka@mhlw.go.jp)

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する保育所等に関する Q&A（第十二報）

### （保育所の開園関係）

問1 感染拡大が広がっている中で、なぜ保育所等は開所するのか。

- 保育所等については、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所いただくこととしています。

ただし、保育所等においても、感染の予防に最大限配慮することが必要であり、①保育所等の園児や職員が罹患した場合や、地域で感染が拡大している場合には、市区町村の判断の下、臨時休園が行われうるとともに、②開園する場合にも、手洗いなどの感染拡大防止の措置を講じたり、卒園式の規模を縮小・短縮して行ったりするなど、感染の予防に努めるよう通知しているところで

問2 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。

- 都道府県の保健衛生部局等と連携の上、感染者の状況の把握とともに、濃厚接触者の範囲の確認を行い、休園の判断を行ってください（※）。休園に関する措置については「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」で示しているところです。

※ 令和3年6月4日付厚生労働省事務連絡「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」において、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、緊急事態宣言対象地域又はまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務の逼迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これら地（区）域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実施について、保健所自らが聞き取りによりその範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が、保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で一定の基準に基づき濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者（以下「濃厚接触

者等」という)の候補範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合(範囲)において、行政検査として必要な検査を実施することも可能であるとされています。保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者等の特定や検査機関への検査依頼等の対応も含め、保健所とよく連携をとるようにしてください。

- 他の保護者への周知については、個人情報に十分配慮した上で、
  - ・現時点での休園予定期間
  - ・休園中の健康観察とその連絡(症状が出たら保健所とともに保育所等にも必ず連絡するよう依頼)
  - ・代替保育の紹介
  - ・保育料や給食費等の取扱い
  - ・今後の連絡先や相談窓口などについて情報提供及び要請を行ってください。
- 感染症対策としての消毒については、保健所の指示に従い、施設の消毒を行ってください。
- 感染した子ども等に対して、偏見が生じないように、人権に配慮した対応が必要です。また、休園に際し子どもや保護者に過度の不安を生じさせないために、新型コロナウイルス感染症について正しい認識や感染症対策を含めた理解を深められるよう情報提供を行ってください。

### 問3 子どもが濃厚接触者に特定された場合どのように対応すべきか。

- 子どもが感染者の濃厚接触者に特定された場合には、当該子どもの保護者に対し、市区町村は登園を避けるよう要請することとしています。なお、この場合において、登園を避ける期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間(※)を目安としています。

(※) 令和4年1月14日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(以下「令和4年1月オミクロン株関連事務連絡」という。)において、

- ・ オミクロン株への置き換わり率(L452R変異株PCR検査の陰性率)が70%以上となった自治体において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者をオミクロン株の陽性者として取り扱うこと
- ・ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン株の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から10日間とすること

をお示ししています。

具体的にこの取扱いを適用できるかについては、各自治体の衛生部局等と連携し、適切に条件を判断した上で、実施することとしてください。

この場合、「保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）（令和2年2月25日付事務連絡）」の別紙3. 中「2週間」とあるのは「10日間」と読み替えてください。

（保育士が不足した場合など業務継続が困難となり得る場合への対応）

問 4-1 保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。

- 新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保育所等の人員基準の取扱いについて（令和2年2月25日付事務連絡）」に基づき、利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員基準を柔軟に取り扱うよう、お願いをしているところです。
- その上で、多くの保育士が濃厚接触者に特定されるなどのために、一定期間継続して保育士等が不足し、やむを得ない場合に、市区町村と相談の上、例えば仕事を休んで家にいる保護者に、園児の登園を控えるようお願いすることは考えられます。この場合にも、保育所等は保育が必要な乳幼児に対して保育を提供するという重要な役割を担っていることに鑑み、保育が必要な者に保育が提供されないということがないよう、市区町村において十分御検討いただきたいと考えています。
- なお、保育士が、感染する又は濃厚接触者に指定されるといった状況になく、その子どもが通う小学校の休業等のように出勤可能な状況であるにもかかわらず、子どもの預け先がないなどの理由によりそうした保育士が出勤しないことにより、一定期間保育士が不足する場合については、例えば、子を預けている保育所が臨時休園したことにより休んでいる保育士等が、放課後児童クラブやその他のサービスを受けることについて調整したり（※1）、同一の法人や他の法人から一時的な補充を行う等、可能な限りの取組をお願いします。（※2）

（※1）「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後児童健

全育成事業の優先利用に関する留意事項について（令和2年3月4日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）」において、放課後児童クラブにおいて利用ニーズが高まる場合には、特に優先利用の対象として、保護者が保育士の場合などが挙げられているところ  
です。

（※2）「令和4年1月オミクロン株関連事務連絡」において、

- ・ オミクロン株への置き換わり率（L452R 変異株 PCR 検査の陰性率）が70%以上となった自治体において、新型コロナウイルス感染症の検査陽性者をオミクロン株の陽性者として取り扱うこと
- ・ オミクロン株の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られたオミクロン株の潜伏期間に関する科学的知見に基づき、陽性者との接触等から10日間とすることに加え、
- ・ 地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下で、濃厚接触者とされた保育士を含む社会機能維持者（※3）については、PCR検査又は抗原定量検査を用いる場合は陽性者との接触等から6日目、抗原定性検査キットを用いる場合は6日目と7日目に検査を行い、陰性であった場合には、10日を待たず、待機を解除する取扱いを実施できること  
とされています。なお、当該検査は社会機能維持者の所属する事業者において実施し、検査費用についても、当該事業者が負担することとします。

具体的にこの取扱いを適用できるかについては、各自治体の衛生部局等と連携し、適切に条件を判断した上で、上記の事務連絡に記載される検査の実施方法等を十分に御確認して実施することとしてください。

（※3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）の「（別添）事業の継続が求められる事業者」の「4. 社会の安定の維持 ⑦育児サービス（託児所等）」には、保育所、認定こども園、放課後児童クラブが含まれます。

問 4-2 代替保育士の確保や濃厚接触者となった保育士のために行う自費検査等の費用について、既存の補助金の活用は可能であるか。

○ 保育対策総合支援事業費補助金（保育環境改善等事業（新型コロナウイルス感染症対策支援事業））は、保育所等において保育を継続的に実施するために必要な経費として、以下の利用目的に係る費用なども対象にしていますので、必要に応じて御活用ください。

- ・ 保育所等において代替職員の確保に必要な経費

- ・ 行政検査の対象とならず、やむを得ず保育所等の負担で職員がPCR検査等の検査を受けた際に要した経費
- ・ 地域における社会機能の維持のために必要な場合に、諸条件の下に、濃厚接触者とされた社会維持機能者について、10日を待たず、待機を解除する取扱いを実施する場合の事業者が費用負担した検査経費
- ・ 職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で施設が医療用抗原検査キットを購入する経費（自治体による一括購入による配布やそのための備蓄を含む。）
- ・ その他自治体が保育の継続に必要な経費として認めるもの（他の補助制度の活用ができないもの）

（感染症の予防について）

問5 新型コロナウイルス感染症を予防するために注意すべきことはあるか。

- まずは、一般的な感染症対策や健康管理を心がけてください。最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。具体的には、石けんを用いた流水による手洗いや手指消毒用アルコールによる消毒などを行ってください（適切な手洗いの手順等については『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版（2021年8月一部改訂））』（※1）のP14等を御参照ください。）。また、新型コロナウイルス感染症対策として、手が触れる机やドアノブなど物の表面には、消毒用アルコールのほか、次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水による消毒が有効です（次亜塩素酸ナトリウム、亜塩素酸水については、吸引すると有害であり、噴霧は行わないでください。）。（※2）

定期的な換気（2方向の窓を開け、数分程度の換気を1時間に2回程度行うことが有効です。窓が1つしかない場合は、部屋のドアを開けて、扇風機などを窓の外に向けて設置すると効果的です。）も併せて行ってください。特に、行事等により、室内で多くの子どもたちが集まる場合には、こまめな換気が重要です。

保育所等における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の支援として、令和3年度補正予算においても、従来から引き続き、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な超過勤務手当や特別勤務手当などのかかり増し経費のほか、感染防止を図るために必要なマスク・消毒液などの衛生用品の購入等の経費について補助を行っています。また、同



補正予算では、新たに、新型コロナウイルス感染症等の感染症対策として実施する改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）等に必要な経費について、補助を行っています。また、これらのほか、保育士の業務負担軽減のために消毒作業等の周辺業務を行う保育支援者の配置に係る補助事業を設けています。具体的な事業内容等については、市町村にお尋ねいただくとともに、これらの感染防止に資する各種事業を積極的に御活用いただくようお願いします（問4-2も参照のこと）。

さらに、社会福祉施設等（保育所等を含む。）に必要な衛生・防護用品については、各施設で確保していただくことが基本ですが、新型コロナウイルス感染症対応等緊急的に発生する大量の需要や購入費の値上がりにより、乳幼児のおむつ交換時の排便処理に必要な使い捨て手袋などが不足する事態に備え、「新型コロナウイルス感染症に関連した感染症拡大防止のための衛生・防護用品（使い捨て手袋）の都道府県等への配布について」（令和2年9月29日付け厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）等でお示ししたとおり、都道府県・指定都市・中核市から社会福祉施設等に対して使い捨て手袋等が供給できるように、国が直接調達して、都道府県等に一定数量の配布を行っていますので、必要に応じて御活用ください。（都道府県等への配布は令和3年度までですが、令和4年度において、これまでの配布により都道府県等に備蓄された手袋等を社会福祉施設等に対して供給することが可能です。）

（※1）『保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）』（2021（令和3）年8月一部改訂）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000859676.pdf>

（※2）厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html)

（登園を避けるよう要請する目安）

問6 発熱に関して、低年齢児の場合、一般に体温が変動しやすい。何を基準に判断すればよいか。

○ 「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」に基づき、発熱等がある場合は登園を避けるよう要請するこ

ととしています。ただし、発熱の判断をする際には、平熱に個人差があることについて留意することが求められます。また、今般の新型コロナウイルス感染症を発症した人の中には、あまり高い熱が出ないケースも見受けられます。子どもの個々の取扱いについては、主治医や嘱託医と相談するとともに、判断に迷う場合は市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問 7-1 発熱や呼吸器症状が有る場合は登園を避けてもらうような要請となっているが、ぜん息など、新型コロナウイルス感染症以外の疾患からくる症状で、新型コロナウイルス感染性によるものではないと医師から診断が出ている場合の取扱いはどのようにすべきか。

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から、発熱や呼吸器症状など風邪症状がある場合は登園・出勤の回避を要請していただくよう、「保育所等における感染拡大防止のための留意点について（第二報）（令和2年5月14日）」でお伝えしています。ただし、呼吸器症状等が新型コロナウイルス感染性によるものでないと医師が判断した場合はこの限りではありません。なお、症状等で心配がある場合には、主治医や嘱託医と相談するとともに、市区町村や保健所とも相談の上対応してください。

問 7-2 新型コロナウイルス感染症に関して、医療的ケア児の取扱いで注意すべき点は何か。

- 医療的ケアを必要とする子どもの中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用している者もあり、肺炎等の呼吸器感染症にかかりやすい特徴があることから、主治医や嘱託医に現在の保育所等を取り巻く状況を丁寧に説明し、対応方法を相談の上、その指示に従ってください。また、登園時には、特に健康観察を徹底し、日々の体調の変化に留意してください。なお、医療的ケアを必要としないものの、基礎疾患のある子どもについても同様の対応としてください。

(保育の代替措置について)

問 8 臨時休業の際に、どうしても保育が必要となる子どもの保育について、保育士による訪問の検討が挙げられているが、こうした措置を取る際の留意点はどのようなことが考えられるか。

- 保育士の方は、子どもの居宅という環境での保育には必ずしも慣れていないことを踏まえ、保育時間や食事の提供、利用可能な場所や物品等についての確認、緊急時の対応等について留意してください。

いずれにしても、保育士の訪問による保育を行う際には、市区町村が当該保育所等と連携の上で、子どもの安全と家庭のプライバシーに十分配慮するとともに、保育士の方が安心して保育に当たることができるよう取り決め事項等の整備を行った上で実施することが重要です。

(緊急事態宣言後の対応)

問 9-1 令和3年1月8日より発令された緊急事態宣言（以下この Q&A では「令和3年1月緊急事態宣言」という。）や令和3年4月25日以降に発令される緊急事態宣言（以下この Q&A では「令和3年4月以降の緊急事態宣言」という。）に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきか。

- 令和3年1月緊急事態宣言については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年1月7日変更））（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に記載のとおり「社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底する。すなわち、飲食を伴うものを中心として対策を講じることとし、その実効性を上げるために、飲食につながる人の流れを制限する」ものであるとされている中で、「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する」とこととされていることを踏まえ、原則開所いただくようお願いしたところです。また、令和3年4月以降の緊急事態宣言についても同様の対応をお願いします。

問 9-2 なぜ令和3年1月緊急事態宣言及び令和3年4月以降の緊急事態宣言では、令和2年4月から5月にかけて発令された緊急事態宣言（以下このQ&Aでは「令和2年4月緊急事態宣言という。」）時と異なり、登園自粛を求めずに原則開所とするのか。

- 令和3年1月緊急事態宣言については、問9-1にあるとおり、社会経済活動を幅広く止めるものではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するものであり、これにより保育を必要とする者が大幅に減少することも想定されないことから、また、新型コロナウイルス感染症の特徴として、子どもが重症化する割合は低いことも踏まえ、必要な者に必要な保育を提供するという観点から、原則開所することをお願いしたものです。また、令和3年4月以降の緊急事態宣言についても同様の対応をお願いするものです。

参考1 令和2年4月緊急事態宣言に基づく緊急事態特別措置を実施すべきとされた地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- まずは、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園を控えるようお願いするなど、保育の提供を縮小して開所することについて検討をお願いします。また、園児や職員が罹患した場合や地域で感染が著しく拡大している場合で保育の提供を縮小して実施することも困難なときは、臨時休園の検討をお願いします。なお、この場合においても、医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育が必要な場合の対応について、検討をお願いします。

参考2 令和2年4月緊急事態宣言に基づく緊急事態宣言が解除された地域における保育所は、どのように対応すべきとされていたか。

- 緊急事態措置を実施すべき区域の指定が解除された都道府県内の市区町村における保育所等においては、原則として開所していただくようお願いします。
- ただし、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年5月25日変更）においては、指定を解除された地域においても、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要がある旨が示されていることから、引き続き、一定期間、感染防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、市区町村の要請に基づき、園児の登園を控えるようお願いすることが考えられます。その際にも、必要な者に保育が提供されないということがないように、市区町村において十分に検討いただくようお願いします。いずれにし

ても、登園自粛をお願いするか否かの判断は、地域における感染拡大の状況等の実情を踏まえ、市区町村において行ってください。

- なお、保育所等において園児や職員が罹患した場合等においては、問1ただし書や問2に沿って臨時休園等の対応を検討してください。

問10-1 令和2年4月7日付け事務連絡にある「医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者」には、どのようなものが想定されるか。

- 各都道府県における休業要請等の内容や、市区町村の実情を踏まえて検討いただくものではありませんが、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において例示されている「事業の継続が求められる事業者」（※）を踏まえ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。なお、この例示の4. ⑦育児サービス（託児所等）には保育所、認定こども園、放課後児童クラブが含まれています。

（※）（参考）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年1月19日変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）（抜粋）

（別添）事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

1. 医療体制の維持
  - ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
  - ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
2. 支援が必要な方々の保護の継続
  - ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
  - ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
3. 国民の安定的な生活の確保
  - ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
    - ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）

- ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
- ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
- ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
- ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
- ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
- ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
- ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
- ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）

#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。  
 ・学校等については、児童生徒等や学生の学びの継続の観点等から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえ、事業継続を要請する。

問 10-2 令和2年4月7日付け事務連絡にある「ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な者の子ども等」には、どのようなものが想定されるか。

○ ひとり親家庭の子どものほか、例えば、病気や障害を有している保護者の子ども、同居している親族を常時介護・看護している保護者の子ども、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童（※1）などであって、家庭での保育が困難と考えられる場合が考えられ、市区町村において検討の上、適切に御判断ください。

（※1） 要保護児童対策地域協議会に登録される支援対象児童については、児童福祉法第6条の3第8項の要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）や同条第5項の要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）などが考えられます。

問 11 令和2年4月7日付け事務連絡にある「仕事を休んで家にいることが可能な保護者」には、テレワークで在宅勤務をしている者は含むのか。

- テレワークで在宅勤務をしている場合は仕事を休んで家にいるものではないため、上記の定義に必ずしも該当するものではありません。いずれにしても、御家庭の状況、子どもの年齢や職務の内容等を十分に勘案した上で、市区町村において適切に御判断ください。

問 12 登園自粛や臨時休園の際に、保護者や特に支援が必要とされる子どもに対して、保育所等の側からどのような支援を行う必要があるか。

- 登園自粛の継続や臨時休園の実施により、子どもやその保護者が自宅で過ごす時間が長くなることが考えられるため、保育所等においては、市区町村とも連携の上、保護者に対する相談支援を行うなど、必要な支援を行ってください。  
特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象児童など、配慮が必要な子どもについては、保育所等において、定期的に（支援対象児童についてはおおむね1週間に1回以上）その状況を確認していただくなど、関係機関との連携を密にして取り組んでいただくようお願いします。

（健康診断の実施等について）

問 13 新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、保育所の利用児童の健康診断について、どのような対応をしたらよいか

- 設備運営基準では、入所時及び年2回の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこととしています。健康診断の実施に当たっては、子どもが密集する状況をつくらない等の工夫をしながら、子どもの健康状況の把握を行うことが望まれます。

ただし、新型コロナウイルス感染症が一部の地域で拡大している中で、地域の感染症の発生状況や施設の状況などから実施体制が整わず、当初予定していた時期に健康診断を行うことが困難となる場合には、健康診断の実施を延期しても差し支えありません。

なお、保育所の利用児童の健康診断について実施を延期する場合には、特に、日常的な健康観察等による子どもの健康状態の把握に一層努め、健康上

の問題があると認められる場合には、嘱託医と相談の上、適切な支援を行うようにしてください。

問 14 自身の子どもの登園自粛の影響等で、調理員が保育所に出勤できなくなった場合には、給食を実施する代わりに弁当持参としてよいか。

- 調理員が出勤できない場合の給食提供については、公定価格の基本分単価に調理員の人件費が計上されていることにも鑑みれば、代替となる調理員の確保に努め、給食実施の継続を図ることが前提です。しかし、それでもなお代替調理員が確保できず、給食の実施がどうしても困難である場合には、その期間についてのみ、保管に当たっての衛生管理にも留意の上、一時的に各家庭から弁当を持参してもらう取扱いとすることもやむを得ないものと考えます。

問 15 新型コロナウイルス感染症の影響で、給食に使う生鮮食品の入手が難しくなっているが、毎日その日の分の材料を仕入れなければならないのか。

- 保育所等を含む社会福祉施設における調理過程における重要事項については、「社会福祉施設における衛生管理について」（平成9年3月31日付社援施第65号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長・社会・援護局施設人材課長・老人保健福祉局老人福祉計画課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「衛生管理通知」という。）において、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（以下「マニュアル」という。）が適用されない社会福祉施設についても可能な限りマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう周知願う旨お示ししているところです。
- 今般の新型コロナウイルス感染症への対応において、各自治体で様々な対応がなされているところですが、保育所等における給食の原材料の納入に関しては、衛生管理通知で引用するマニュアルⅡ 1（5）において、「缶詰、乾物、調味料等常温保存可能なものを除き、食肉類、魚介類、野菜類等の生鮮食品については1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすること」とされているところです。この点について、新型コロナウイルス感染症対策の影響で生鮮食品を当日に仕入れる体制の確保が難しい場合には、保存や調理に関して引き続きマニュアルに基づく衛生管理に努めるよう留意した上で、当日ではなく前日に仕入れるなど柔軟な対応をとることは差し支えありません。



(行事等における注意点など)

問 16 プール活動を行う際に、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような対応をしたらよいか。

- 保育所におけるプールの水質管理については、「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が適切に管理されている(※1)場合、学校プールにおける運用(※2)と同様、プールの水を介した感染のリスクは低いとされています。そのため、これまで同様、プールの水質管理の徹底をお願いします。なお、低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール(ビニールプール等)についても同様の管理が必要です。
- プール活動に当たっては、プールのサイズに合わせ、一度に活動する人数を調整する等子どもが密集する状態を作らないよう工夫をすることが望まれます。また、着替えや、汗等の汚れをシャワーで流すなど、プール活動の前後に行う行動についても、子どもが密集する状況をつくらぬよう時間差をつける、タオルなどの備品を共用しない等の工夫が考えられます。

(※1) 「遊泳用プールの衛生基準について」(平成 19 年 5 月 28 日付け健発第 0528003 号厚生労働省健康局長通知別添)に従い、遊離残留塩素濃度が 0.4 mg/L から 1.0 mg/L に保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/02.html>

(※2) 「学校プールについては、学校環境衛生基準(平成 21 年文部科学省告示第 60 号)に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。」「(今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和 2 年 5 月 22 日事務連絡(スポーツ庁政策課学校体育室、文部科学省初等中等教育局幼児教育課)

問 17 新型コロナウイルス感染症対策を行うことが求められる状況の中で、熱中症予防策としてどのような点に配慮したらよいか。

- 熱中症の予防については、「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について(周知依頼)」(令和 3 年 6 月 30 日事務連絡)(※1)でお知らせしているように、

新型コロナウイルスへの感染拡大の防止の観点には十分留意しつつ、こまめな水分・塩分の補給、扇風機やエアコンの利用等の予防策を適切に行っていたことが重要です。

- なお、エアコンの利用で室温等の調整を行っている際にも、こまめに換気を行うようにしてください。
- また、飛沫感染対策の一環として、職員がマスクを着用する際も、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合には、マスクを外したうえで、その他の感染症対策を適切に行うよう配慮して下さい（熱中症対策は、※2も御参照ください）。

(※1)「熱中症予防の普及啓発・注意喚起について（周知依頼）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000833911.pdf>

(※2)「新型コロナウイルスに関する Q&A（一般の方向け）」問6「換気について、一般家庭ではどのような工夫をしたらよいでしょうか。」（【夏場における喚起の留意点】参照）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00001.html#Q1-6](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-6)

**問 18** 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。

- 子どもについては、子ども一人一人の発達の状況を踏まえる必要があることから、一律にマスクを着用することは求めていません。特に2歳未満では、息苦しさや体調不良を訴えることや、自分で外すことが困難であることから、窒息や熱中症のリスクが高まるため、着用は推奨されません。2歳以上の場合であっても、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合は、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうかについて、十分に注意していただき、持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。（なお、WHOは5歳以下の子どもへのマスクの着用は必ずしも必要ないとしています。）
- 感染防止対策のために成人等がマスクを着用することは重要ですが、表情によるコミュニケーションの重要性を指摘する声もあります（※2）。保育所における感染防止対策については、各保育所の実情に応じて実施されているところですが、口元を含めた表情を見せることが望ましい局面などでは透明マスクの活用が考えられるほか、フェイスシールドやマウスシールドを利用するケースもあると思われます。その場合、フェイスシールドやマウスシールドはマス

クと比べて飛沫拡散防止効果が低い可能性があることに留意し、子どもとの距離や声量に配慮することなどが必要とされている点に留意してください。(※3)

(※1) WHO と UNICEF による子どものマスク着用に関するガイダンス

[https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC\\_Masks-Children-2020.1](https://www.who.int/publications/i/item/WHO-2019-nCoV-IPC_Masks-Children-2020.1)

(※2) 通所型児童福祉施設における新型コロナウイルス感染症に関する Q&A (厚生労働科学特別研究事業「新型コロナウイルス感染症に対する院内および施設内感染対策の確立に向けた研究」

[http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child\\_welfare\\_facility/d06\\_pdf02.pdf](http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/images/division/child_welfare_facility/d06_pdf02.pdf)

(※3)「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」(文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課)第2章 3. 集団感染のリスクへの対応 (3)「密接」の場面への対応(マスクの着用)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

問 19 保護者等が参加する行事について、新型コロナウイルス感染症対策として、どのような配慮が必要か。

○ 保育所等において保護者等が参加する行事については、保育所等と保護者等との相互理解を図るために、それぞれの保育所等で内容や実施方法を工夫しながら行われてきているものです。一方、実施方法等によっては、大人数が一堂に会し、感染症対策上のリスクに配慮が必要な状況となることが考えられます。

○ これまで保護者等が参加していた行事について、地域の感染状況等を踏まえ、その目的に応じた保護者等との相互理解の方法について検討を行ったうえで、現時点で開催を予定する場合には、以下のような感染拡大防止の措置をとっていただくとともに、実施方法の工夫の例が考えられます。

<感染拡大防止の措置>

- ・風邪のような症状のある方には参加をしないよう呼びかけ
- ・参加者へのマスクの着用や手洗の推奨、可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・屋内で実施する行事の場合には、こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・参加人数を抑えること(対象となる子どもやクラスの限定、保護者等の参加人数に制限を加えるなどして最小限とする、保護者等を別会場とする等)
- ・参加者間のスペースを確保すること